

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」の一部改正について

1 改正の趣旨

平成 23 年 3 月 22 日に、ばい煙量等の測定結果の記録の保存を義務づけるとともに、その義務に違反した者に対する罰則規定の創設等を内容とする県民の生活環境の保全等に関する条例の一部改正を行ったところですが、その施行日である平成 23 年 10 月 1 日に合わせ、ばい煙濃度の測定等を規定する条例施行規則の一部改正を行いました。

2 改正の概要

- (1) 硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率は測定義務の対象外としました（第 21 条第 1 項関係）。
- (2) ばい煙濃度測定記録表を改正しました（様式第 25）。また計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条の登録を受けた者から、ばい煙濃度等について証明する旨を記載した同法第 110 条の 2 第 1 項の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書の記載をもって、ばい煙濃度測定記録表による記録に代えることができることとしました（第 21 条第 2 項関係）。

3 施行日

平成 23 年 10 月 1 日

4 新旧対照表

別添のとおり

5 参考条文

第 112 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

一 及び二 略

三 第 23 条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者

四 略

第 23 条 ばい煙排出者…は、規則で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量若しくはばい煙濃度…を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 略

（ばい煙濃度の測定等）

第 21 条 条例第 23 条第 1 項の規定によるばい煙濃度の測定は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 ばいじんに係るばい煙濃度の測定は、別表第 6 の付表第 3 の備考に掲げる測定法により、年 1 回以上（…）行うこと。（以下略）。

二 有害物質に係るばい煙濃度の測定は、別表第 6 の付表第 4 の備考に掲げる測定法により、2 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上（…）行うこと。（以下略）。

2 以下略